

番号：170372

国名：モザンビーク

担当部署：モザンビーク事務所

案件名：HIV/エイズ対策システム強化アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：アドバイザー
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年7月下旬から2018年11月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.90M/M、現地 7.50M/M、合計 8.40M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	第1次現地	第1次国内	第2次現地	第2次国内	第3次現地
3日	45日	3日	45日	3日	45日

第3次国内	第4次現地	第4次国内	第5次現地	整理期間
3日	30日	3日	60日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月28日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着) 提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年7月11日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 10点
 - ④その他 学位、資格等 22点
- (計 100点)

類似業務	HIV/エイズ対策にかかる各種業務
対象国／類似地域	モザンビーク／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が推奨。

6. 業務の背景

モザンビークにおける最も多い死亡原因はマラリア疾患（28.8%）であり、次いでHIV/エイズ疾患（26.9%）によるものと報告されており（National Institute of Statistics, 2012）、HIV/エイズ成人感染率（15歳～49歳）は全国平均で13.0%（国家マラリア・HIV/エイズ調査：IMASIDA, 2015）と依然高い状況にある。

地域別では、北部地域で9.1%、中部地域で12.5%、南部地域で19.6%となっており、従来北部地域は、地理的、経済的、文化的な要因で感染率は南部や中部地域に比較し低くなっているが、数年前に実施された感染予測調査（Spectrum Study, 2014）によると、北部地域の大動脈であるナカラ回廊の大規模な経済開発により地域社会構造や人口分布が大きく変化すると同時に開発の負のインパクトが顕在化することが予想されている。北部地域ではHIVへの新規感染者数は減少せずに、2020年には国内で最大の新規感染が発生すると警鐘が鳴らされており、HIV/エイズ関連疾患による人的資源損失の軽減と、新規感染を食い止めるための予防対策が喫緊の課題となっている。

現行のHIV/エイズ対策は、第4次HIV/エイズ国家戦略計画（PEN IV: 2015-2019）であり、国家エイズ対策委員会（CNCS）が、保健分野だけでなく教育・人間開発省、ジェンダー・子ども・社会福祉省、スポーツ・青年省など様々な関係機関を巻き込んで分野横断的にエイズ対策の政策立案、調整及びモニタリング・評価を行っている。各州には州エイズ対策委員会（NPCS: Núcleo Provincial de Combate ao HIV/SIDA）が設置され、上記戦略に基づく地方分権による予防対策活動を推進するため、州レベルでの（1）調整、（2）コミュニケーション、（3）モニタリング・評価を実施することが期待されているが、実際には多くの州で州内

の予防対策活動を効果的に展開する活動が行われていない。

JICAは技術協力「ガザ州エイズ対策委員会能力強化プロジェクト（2012.3-2015.3）」（以下「先行プロジェクト」）で、ガザ州のHIV新規感染者の数を減少させるためのガザ州エイズ対策委員会（NPCSガザ）の能力強化に取り組み、同州のHIV関連サービスに係るNPCSのセクター横断的な調整能力強化及びパイロット郡に対するHIV/エイズ対策の地方分権化において、一定の成果を上げた。

ガザ州のグッドプラクティスを NPCS ガザが CNCS と共にナカラ回廊地域、とりわけ経済発展が著しく人口が多いため、感染者の絶対数が多く、かつ新規感染が急増しているナンプラ州の HIV/エイズ対策関係者へ普及させるための新たな技術協力が我が国に対し要請された。

これに対しJICAは、「HIV/エイズ対策システム強化アドバイザー（2015.9-2017.5）」（以下「先行専門家」）を派遣し、先行プロジェクトの成果および案件終了後のNPCSガザによる他郡への普及状況を検証・分析し、ナンプラ州におけるHIV/エイズ対策に係るナンプラ州エイズ対策委員会（NPCSナンプラ）の組織強化を目指すため、NPCSナンプラ及び同州パイロット郡に対する研修のニーズを把握し、ブラジルからの短期専門家やNPCSガザの支援によるNPCSナンプラ、州関係各局HIV/エイズ対策フォーカルポイント（FP）、及びパイロット郡FPに対する能力強化研修を実施した（ブラジルにおける第三国研修を含む）。

これらの先行専門家による活動を基に、本アドバイザーの派遣により、引き続きNPCSナンプラ、州関係各局及びパイロット郡FPに対する研修を実施する。また、パイロット郡FP等が行う研修の指導及び監督を通じてフォローアップ、モニタリングを行うことで、同州に対する広域な協力を実施する。さらに、当該協力の成果をナカラ回廊地域へ普及させ、案件終了後も周辺地域で持続的な組織強化が行われるための体制構築を支援する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、NPCSナンプラ、州関係各局及びパイロット郡FPに対し、先行専門家に引き続き、ドイツ開発公社（GIZ）の支援で作成された研修教材を活用しつつ、州レベルのHIV/エイズ対策調整能力強化に向けた定期研修や郡レベルのコミュニティ啓発トレーニング方法に関する研修を実施し、指導及び監督を通じてフォローアップ、モニタリングを行う。

また、「日伯パートナーシッププログラム（JBPP）」に基づき派遣されるブラジル人短期専門家の活動時には連携して研修を実施するとともに、ブラジルにおける第三国研修に向けた準備を行う。

さらに、NPCSナンプラのイニシアティブのもと、州保健局、教育・人間開発局、ジェンダー・子ども・社会福祉局、スポーツ・青年局等の関係機関と協力し、州レベルのHIV/エイズ対策システムを強化するために、各局の年次活動計画も考慮にいれながら、セクター横断的な調整を行い、情報と教訓を共有する。

一方、安全な性行為のための行動変容を促すために、NPCS ナンプラの Facebook や州のラジオ番組等を通じて HIV/エイズ予防に関する啓発活動を支援するとともに、男性用及び女性用のコンドームの適切な使用方法に関する啓発や適切な配布・管理方法について研修を行う。

さらに、当該協力の成果をナカラ回廊地域の他の NPCCS や市民団体等へ普及させ、案件終了後も周辺地域で持続的な組織強化が行われるための体制構築を支援する。

具体的な担当事項は次のとおり。

(1) 国内準備期間 (2017年7月下旬)

- ① モザンビークにおける JICA のこれまでの協力に係る関係資料（先行プロジェクト事業完了報告書及びプロジェクト活動報告書、ならびに先行専門家業務完了報告書）を確認し、協力成果の内容について把握する。
- ② モザンビークにおける HIV/エイズ対策の政策文書や関連文書を収集・分析し、同国の HIV/エイズ対策に関する政策、現状及び課題について把握する。
- ③ 業務計画書(和文・葡文または英文)を作成し JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。

(2) 第1次現地派遣期間 (2017年8月上旬～2017年9月中旬)

- ① 現地業務開始時に国家エイズ対策委員会 (CNCS) 及び JICA モザンビーク事務所に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また定期的に JICA モザンビーク事務所に対し進捗報告を行う。
- ② NPCCS ナンプラに対し、執務環境の整備・改善へ向けたアドバイスを行う。
- ③ GIZ の支援で作成された研修教材を活用しつつ、州レベルの HIV/エイズ対策調整能力強化に向けた定期研修（テーマは計画立案、モニタリング・評価、調整、データベース等）を実施する。
- ④ 州の最新情報を CNCS のホームページや NPCCS ナンプラの Facebook に掲載するために、NPCCS ナンプラに助言を行う。
- ⑤ NPCCS ナンプラ及びパイロット郡の FP が主体となって行う郡における研修（HIV/エイズ対策の郡レベルへの普及に向けた計画立案、モニタリング・評価等）実施を支援するとともに、ファシリテーション、指導及び監督を行う。
- ⑥ HIV/エイズ対策実施団体とともに IEC 教材の普及を支援する。
- ⑦ 州及び郡とコミュニティ組織の連携を強化するための成果普及ワークショップを開催する。
- ⑧ NPCCS ナンプラ及びパイロット郡の FP 等を対象にして、男性用及び女性用のコンドームの適切な使用方法に関する啓発ならびに配布・管理方法について研修を行う。
- ⑨ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書案(葡文または英文)を作成し、CNCS、NPCCS ナンプラ及び JICA モザンビーク事務所に提出し、現地業務報告を行う。

(3) 第1次国内作業期間 (2017年9月中旬～2017年10月下旬)

- ① 第1次現地業務結果報告書(和文)を、JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。

② 第 1 次派遣活動を踏まえた第 2 次現地派遣の業務計画書(和文・葡文または英文)を作成し JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。

(4) 第 2 次現地派遣期間 (2017 年 10 月下旬～2017 年 12 月上旬)

- ① 現地業務開始時に CNCS 及び JICA モザンビーク事務所に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また定期的に JICA モザンビーク事務所に対し進捗報告を行う。
- ② NPCS ナンプラに対し、執務環境の整備・改善へ向けたアドバイスを行う。
- ③ GIZ の支援で作成された研修教材を活用しつつ、州レベルの HIV/エイズ対策調整能力強化に向けた定期研修を実施する。
- ④ 州及びパイロット郡において、年次セクター横断的コーディネーション会議を開催する。
- ⑤ 州の最新情報を CNCS のホームページや NPCS ナンプラの Facebook に掲載するために、NPCS ナンプラに助言を行う。
- ⑥ テーマ別の技術作業部会(調整、計画立案、モニタリング・評価、 Condom、コミュニケーション等)において技術的支援を行う。
- ⑦ NPCS ナンプラ及びパイロット郡の FP に対して能力強化研修(HIV/エイズ対策の郡レベルへの普及に向けた計画立案、モニタリング・評価、指導・監督等)を行う。(過去に実施した研修の復習を含む)
- ⑧ 相乗効果を図るために、GIZ のプロジェクトにおけるパイロット郡の FP が主体となって行う研修に対して指導及び監督を行う。
- ⑨ HIV/エイズ対策実施団体とともに IEC 教材の普及を支援する。
- ⑩ HIV/エイズ対策にかかるテレビやラジオ番組及び学校対抗歌・ダンスコンテスト等におけるテーマ及び討論内容を検討する。
- ⑪ NPCS ナンプラ及びパイロット郡の FP 等を対象にして、男性用及び女性用の Condom の適切な使用方法に関する啓発ならびに配布・管理方法について研修を行う。
- ⑫ 次回派遣予定(2018 年 2 月)のブラジルからの短期専門家の活動計画案を作成する。
- ⑬ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(葡文または英文)を作成し、CNCS 及び JICA モザンビーク事務所に提出し、現地業務報告を行う。

(5) 第 2 次国内作業期間 (2017 年 12 月上旬～2018 年 1 月下旬)

- ① 第 2 次現地業務結果報告書(和文)を、JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。
- ② 第 2 次派遣活動を踏まえた第 3 次現地派遣の業務計画書(和文・葡文または英文)を作成し JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。

(6) 第 3 次現地派遣期間 (2018 年 1 月下旬～2018 年 3 月中旬)

- ① 現地業務開始時に CNCS 及び JICA モザンビーク事務所に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また定期的に JICA モザンビーク事務所に対し進捗報告を行う。
- ② NPCS ナンプラに対し、執務環境の整備・改善へ向けたアドバイスを行う。

- ③ GIZ の支援で作成された研修教材を活用しつつ、州レベルの HIV/エイズ対策調整能力強化に向けた定期研修を実施する。
- ④ 郡レベルで活動する州の HIV/エイズ対策実施団体の情報を毎年更新するため、情報を収集する。
- ⑤ 州の最新情報を CNCS のホームページや NPCS ナンプラの Facebook に掲載するために、NPCS ナンプラに助言を行う。
- ⑥ テーマ別の技術作業部会（調整、計画立案、モニタリング・評価、 Condom、コミュニケーション等）において技術的支援を行う。
- ⑦ ブラジル人専門家とともに、NPCS ナンプラ及びパイロット郡の FP に対してブラッシュアップ研修（HIV/エイズ対策の郡レベルへの普及に向けた計画立案、モニタリング・評価、指導・監督等）を実施する。
- ⑧ ガザ州における経験交流及びブラジルにおける第三国研修の準備を行う（JICA モザンビーク事務所と相談の上、必要に応じてブラジル研修へ同行する）。
- ⑨ 相乗効果を図るために、GIZ のプロジェクトにおけるパイロット郡の FP が主体となって行う研修に対して指導及び監督を行う。
- ⑩ 州及び郡とコミュニティー組織の連携を強化するための成果普及ワークショップを開催する。
- ⑪ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（葡文または英文）を作成し、CNCS、NPCS ナンプラ及び JICA モザンビーク事務所に提出し、現地業務報告を行う。

(7) 第 3 次国内作業期間（2018 年 3 月中旬～2018 年 5 月上旬）

- ① 第 3 次現地業務結果報告書（和文）を、JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。
- ② 第 3 次派遣活動を踏まえた第 4 次現地派遣の業務計画書（和文・葡文または英文）を作成し JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。

(8) 第 4 次現地派遣期間（2018 年 5 月上旬～2018 年 6 月上旬）

- ① 現地業務開始時に CNCS 及び JICA モザンビーク事務所に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また定期的に JICA モザンビーク事務所に対し進捗報告を行う。
- ② NPCS ナンプラに対し、執務環境の整備・改善へ向けたアドバイスを行う。
- ③ GIZ の支援で作成された研修教材を活用しつつ、州レベルの HIV/エイズ対策調整能力強化に向けた定期研修を実施する。
- ④ 州の最新情報を CNCS のホームページや NPCS ナンプラの Facebook に掲載するために、NPCS ナンプラに助言を行う。
- ⑤ パイロット郡 FP に対する（日常的な）監督・モニタリングを実施する。
- ⑥ パイロット郡の地域指導者に対し、HIV/エイズの基礎知識にかかる研修を実施する。
- ⑦ 相乗効果を図るために、ドイツ開発公社（GIZ）のプロジェクトにおけるパイロット郡の FP が主体となって行う郡における研修に対して指導及び監督を行う。

- ⑧ HIV/エイズ対策にかかるテレビやラジオ番組及び学校対抗歌・ダンスコンテスト等におけるテーマ及び討論内容を検討する。
- ⑨ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書案(葡文または英文)を作成し、CNCS、NPCS ナンプラ及び JICA モザンビーク事務所に提出し、現地業務報告を行う。

(9) 第 4 次国内作業期間 (2018 年 6 月上旬～2018 年 7 月下旬)

- ① 第 4 次現地業務結果報告書(和文)を、JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。
- ② 第 4 次派遣活動を踏まえた第 5 次現地派遣の業務計画書(和文・葡文または英文)を作成し JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。

(10) 第 5 次現地派遣期間 (2018 年 7 月下旬～2018 年 9 月下旬)

- ① 現地業務開始時に CNCS 及び JICA モザンビーク事務所に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また定期的に JICA モザンビーク事務所に対し進捗報告を行う。
- ② NPCS ナンプラに対し、執務環境の整備・改善へ向けたアドバイスを行う。
- ③ GIZ の支援で作成された研修教材を活用しつつ、州レベルの HIV/エイズ対策調整能力強化に向けた定期研修を実施する。
- ④ 州の最新情報を CNCS のホームページや NPCS ナンプラの Facebook に掲載するために、NPCS ナンプラに助言を行う。
- ⑤ テーマ別の技術作業部会(調整、計画立案、モニタリング・評価、 Condom、コミュニケーション等)において技術的支援を行う。
- ⑥ 相乗効果を図るために、ドイツ開発公社(GIZ)のプロジェクトにおけるパイロット郡の FP が主体となって行う郡における研修に対して指導及び監督を行う。
- ⑦ NPCS ナンプラ及びパイロット郡の FP 等を対象にして、男性用及び女性用の Condom の適切な使用方法に関する啓発ならびに配布・管理方法について研修を行う。
- ⑧ 本案件の成果をナカラ回廊地域の他の NPCS や市民団体等へ普及させるための計画を立案する。
- ⑨ HIV/エイズ対策にかかる調整、地方分権、コミュニケーションについて他州の NPCS や CNCS、ドナー、市民団体へ普及させるための経験交流ワークショップを開催する。
- ⑩ 現地業務完了に際し、CNCS、NPCS ナンプラ及び JICA モザンビーク事務所に現地業務報告を行う。

(11) 帰国後整理期間 (2018 年 9 月下旬～2018 年 10 月中旬)

- ① 専門家業務完了報告書を作成し、JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。

8. 成果品等

(1) 業務計画書

葡文または英文 2 部 (CNCS、NPCS ナンプラ、JICA モザンビーク事務所)

和文 2 部 (JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所)

(2) 現地業務結果報告書

葡文または英文 2 部 (CNCS、NPCS ナンプラ、JICA モザンビーク事務所)

(3) 専門家業務完了報告書

和文 2 部 (JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所)

上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

日本・マプト間往復航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上のこと）。

航空経路は、①成田⇒香港またはシンガポール⇒ヨハネスブルグ⇒マプト⇒ヨハネスブルグ⇒香港またはシンガポール⇒成田、あるいは②成田⇒ドーハ⇒マプト⇒ドーハ⇒成田を標準とする。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構モザンビーク事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・ 車両関係費：
- ・ 資料等作成費：
- ・ C/P旅費
- ・ 業務従事者のモザンビーク国内航空賃
- ・ ワークショップ開催経費等

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は、第1次派遣（2017年8月1日～9月14日）、第2次派遣（2017年10月24日～12月7日）、第3次派遣（2018年1月30日～3月15日）、第4次派遣（2018年5月5日～6月3日）、第5次派遣（2018年7月30日～9月27日）を予定しているが、ある程度の日程調整は可能。

②便宜供与内容

モザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

- ア) 空港までの送迎：なし
- イ) 宿舎手配：なし
- ウ) 車両借上げ：なし（ただし、プロジェクト車両の使用が可能）
- エ) 通訳傭上：あり
- オ) 現地日程のアレンジ：あり（第1次派遣のC/P及びCNCSとの協議アレンジのみ）
- カ) 執務スペースの提供：モザンビーク事務所、ナンプラフィールドオフィス内スペース

（2）参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第一グループ保健第二チーム（TEL:03-5226-3578）にて配布します。

- ・「ガザ州エイズ対策委員会能力強化プロジェクト」業務完了報告書
- ・「モザンビーク国HIV/エイズ対策システム強化アドバイザー業務」専門家業務完了報告書

② 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。

- ・「ガザ州エイズ対策委員会能力強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

（3）その他

① 語学力は「英語」としてはありますが、ポルトガル語ができることが望ましいです。

② 実務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度のため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とします。

③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAモザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」
（<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行
うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA
担当者に速やかに相談してください。

以上